

平成24年度予算編成方針

平成23年12月6日

苓北町長 田嶋 章二

1 国の予算編成と地方財政

本年3月に発生した東日本大震災は、被災地のみならず我が国全体の社会生活や経済活動に大きな影響を与えるとともに、防災対策の見直しと強化、エネルギー施策の転換など、新たな課題を提起した。

このような中、我が国の経済状況については、内閣府が公表した8月の月例経済報告によると「景気は東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるものの、持ち直している。」としているが、今後の先行きについては、景気が下振れする危険性の存在やデフレの影響、雇用情勢の悪化の懸念も指摘しており、予断を許さない状態がしばらく継続するものと考えられる。

平成24年度における国の予算編成にあたっては、昨年6月に閣議決定された「財政運営戦略」に基づき本年8月には「中期財政フレーム」（平成24～26年度）を閣議決定し、財政の健全化目標を定め恒久的な歳出削減を行うなど、歳入・歳出両面にわたって新たな取り組みを行うこととしている。

一方で「財政運営戦略」の基本ルールとして「国は、地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮し、その自律性を損ない、または地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない」とされているが、復興財源の問題など国の予算編成の動向は極めて不透明であり、今後の編成作業を注視する必要がある。

しかし、このような状況下にあっても本町は、防災対策の強化を初め、雇用対策、町内産業の育成など、限られた自主財源や補助事業などを有効活用し、積極的に対策を講じていかなければならない。また職員にあっては、一人ひとりが財政状態を十分把握し、自立して持続可能な行財政運営を行っていくには何をすべきか、確固たる意識を持って、予算の編成にあたられたい。

2 苓北町の財政状況と平成24年度の財政見通し

1. 本町の財政状況

歳入面において町税は、本町の自主財源の根幹をなす固定資産税（九州電力苓北発電所分を中心とする）が年々減少するほか、その他町税収入についても景気低迷や人口の減少などにより、大幅な増加は見込めない状況にある。

平成22年度決算においては、固定資産税が8.6%減（前年度比）、個人町民税が5.7%減となるなど、町税全体では7.1%の減となった。一方、国からの交付金関係では、地方交付税が基準財政需要額の増加、反して基準財政収入額の減少などにより10.6%増、地方特例交付金等が11.0%増となった。さらに平成21年度からの繰越事業として実施した経済対策関連事業の財源などとして、国庫負担金が183.1%増、県支出金が20.1%の増となった。

一般財源全体では、1.8%減、歳入全体としては36.2%増となった。

歳出面では、職員定員管理計画による人件費の減や起債償還満了による公債費の減など一定の経費削減が図られたが、繰越明許として光ファイバー網整備や学校耐震化、藻場造成、防災行政無線設備更新など各種事業を実施したため、平成22年度決算では普通建設事業が200.3%増となり、歳出全体では36.9%の増となった。

一方で一般財源の節約に努め、前年度に引き続き約1億円を財政調整基金や各種目的基金に積み立てることができたのは、大きな成果である。

平成22年度決算における財政の健全性を示す4つの健全化判断比率は、いずれも早期健全化判断基準を下回っており、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は前年度より、0.4ポイント改善し86.5%となった。今後も扶助費等の社会保障経費や一部事務組合への負担金、特別会計への繰出金などの経常的経費の増額は否めず、長期的に観測すると、比率の上昇傾向は依然として変わっておらず、予断を許さない状況である。

平成23年度は東日本大震災の発生に伴い、町民の生命と財産を守るという強い決意をもって、速やかに補正予算を編成し、町内において緊急に整備が必要な避難路や拠点避難地のため事業を推進しているところである。国においても第3次補正において、新たな防災対策関連の地方支援策を国会で審議しており、町もその動向を十分に注視しながら、対応可能な事業の調査立案に万全を期すところである。

2. 平成24年度の財政見通し

平成24年度の歳入面では、歳入の根幹をなす町税収入のうち、固定資産税（九州電力 苓北発電所分を中心とする）が大幅に減収する見込みであるほか、人口の減少や景気低迷による影響によって個人住民税や法人住民税の減収は避けられない状況にある。

また、地方交付税や地方特例交付金などの国からの収入については、平成23年度算定から平成22年度国勢調査人口等が使用され、基準財政需要額が平成24年度も落ち込むことが予想される上に、東日本大震災の影響もあり、現時点では不透明な状況ではあるが、平成23年度より減収する傾向であると捉えており、一般財源全体としての伸びは期待できない。

一方歳出面では、児童、高齢者、障がい者などへの扶助費の増大や、介護保険、後期高齢者医療など特別会計への繰出金の増加など、固定経費に係る財政需要が更に見込まれるところであり、今後歳出全体において事務事業の徹底した見直しにより、一層の経費の抑制に努めなければならない状況にある。

また、苓北町振興計画の平成24年度要求額の総計は、昨年度に引き続き、収入見込みを上回る状況にある。よって、既定の計画、事業を前提とした精査では埋めることが出来ない差異が生じているため、今後、事業の優先度、緊急性、更なる財源確保の可能性などを総合的に勘案し、この乖離を埋めていく作業が平成24年度予算編成の大きな課題でもある。

3 平成24年度予算編成の基本的な考え方

前述のとおり、非常に厳しさを増す財政環境のもとで、財政運営の心構えである「入るを量りて出ざるを為す（事前に収入の予定を見積り、資金繰りのメドを立ててから、支出の計画を立てる）」のもと、苓北町にふさわしいバランスのとれた予算を目指すこととする。

そのため歳入に見合った歳出となるよう、コスト削減の実施に向けた効率的・効果的な歳出の見直しを行うため、「新たに必要な歳出を行う際は、原則他の経費の削減で対応する」というスクラップアンドビルドを強力に進めていく必要がある。併せて積極的な財源の確保を図りながら、職員一人ひとりが事業の費用対効果を見極め、限られた財源の中で、創意工夫と柔軟な発想を持って、前例にとらわれることなく、積極的な予算編成に臨む必要がある。

これらのことを踏まえ、平成24年度予算は、次に掲げる施策を重要施策とし、そのために必要な財源を優先的に配分することによって、「選択と集中」を図るものとする。

○災害対策など危機管理の強化につながる施策

○地球温暖化対策の強化につながる施策

○経済対策・雇用創出対策につながる施策

○交流人口の拡大につながる施策

○町内産業の育成・支援につながる施策

4 予算編成の総括的留意事項

(1)年間予算としての編成

決算を見据えた予算編成を行うため、平成24年度当初予算は、年間総合予算として編成する。平成24年度中に見込まれる歳入・歳出について当初予算に計上することとし、制度改正や災害復旧等状況変化の伴うものを除き、原則として歳出増額に係る予算補正を行わない予定であることに留意すること。

なお、現時点で国の新年度予算編成の見通しについては極めて不透明であるが、動向に十分留意すること。

(2) 予算編成の方法等

- 1) 予算編成にあたっては、徹底したコスト意識を持ち、課内で議論し課としての方針を定め、各事業担当職員は当初予算要求書の策定にあたり、**事前に所管課長の査定**を受けること。
- 2) 従来から継続する事務・事業については、行政としての責任範囲を再度見直し、ゼロベースの観点から「内容」及び「効果」を見直すとともに、類似事業の統合及び事業の廃止、縮小に鋭意取り組むこと。
- 3) 新規事業については、その必要性、緊急性、費用対効果や後年度負担などを検討の上、既存の事務・事業の見直しによる財源の振替などによって対処すること。また、事業の内容及び性格によっては、事業の終期を必ず設定すること。
- 4) 初めから予算削減ありきで、議論や検討をしないまま事業の廃止・縮小を判断するのではなく、充当可能なあらゆる補助金・交付金の調査や、コストをかけずに実施できる手法構築の研究、事業に関係する町民、各種団体等との協議を十分に行った上で、最終的な事業計画の立案にあたること。

(3) 予算要求基準等

荅北町振興計画「第6次基本構想」・「第11期基本計画」を踏まえ、実施計画書との整合を図るとともに「行財政改革」の推進と徹底を図るものとする。

なお、予算要求区分を「経常的経費」「政策的経費」「繰出金に係る経費」に分類し、以下のとおり要求基準を設ける。(要求区分の詳細は、別途通知する「予算編成要領」による。)

① 経常的経費

【主に毎年度経常的に支出する経費

物件費・義務的経費（人件費、扶助費、公債費）・維持補修費・補助費等】

物件費（臨時的経費を除く）については、一般財源ベースで平成23年度当初予算査定額を上限とする。

ただし、毎年度計上するものにあつては、平成22年度決算額と平成23年度当初予算額を比較し、適正な計上額となるよう注意すること。

義務的経費及び維持補修費、補助費等（臨時的経費を除く）については、一般財源ベースで平成23年度当初予算査定額を上限とする。なお、前年における特殊要因は控除し、更なる節減に努めること。

ただし、毎年度計上するものにあつては、平成22年度決算額と平成23年度当初予算額を比較し、適正な計上額となるよう注意すること。

また、義務的経費のうち扶助費にあつては、関係機関との連携を密にし、的確な対象人員の把握に努めるとともに、法定分と町単独分の明確化を図り、総額を抑制すること。

②政策的経費

【投資的事業及び政策的ソフト事業】

投資的事業及び政策的（実施計画計上）ソフト事業については、見込める財源の範囲内で査定を行っていくが、実施計画の事業費を上限とする。但し、内容・工法等を再検討してコストを削減し、実施計画計上事業費の10%削減に努めること。

③繰出金に係る経費

個別に査定を行うが、繰出基準に基づく額を基本とする。

なお、事務費にあつては、上記の経常的経費と同様に平成22年度当初予算査定額を上限とし、さらなる節減に努めること。

5 特別会計に関する事項

一般会計に準ずることとするが、独立採算を目標に収支の調整を図り、安易に一般会計からの繰出し等に依存することのないよう留意すること。なお、繰出基準外の繰出しは原則認めない。

また、財政健全化法に基づく健全化判断比率が一般会計との連結ベースで算定されることを念頭に置き、各会計において資金不足を生じさせないことはもちろんのこと、健全性を高めるべく事業の見直しを行い予算要求すること。

6 監査等の指摘事項の改善

定例監査や決算審査等で指摘をうけている事項については、その趣旨を十分踏まえ適否を判断し、予算編成に反映させること。

7 その他

予算編成事務の具体的事項については、別途通知する「平成24年度予算編成要領」によること。